

(別 表)

## 職業訓練指導員講習受講資格

- ・下表の要件に対し右記の実務経験年数を満たす方が受講対象者となります。
- ・下表の○印のある書類を提出して下さい。
- ・受講資格が大変複雑で厳密になっております。高校・大学卒業等で受講希望の方は事前に当協会までご連絡下さい。

番号	要件	卒業・ 修了後の 必要実務 経験年数	申 込 書	技能 検定 合格 証書 の写	卒業 証書 ・ 修了 証書 の写	履修 (成績) 証明書 の原本	技能 照査 合格 証書 の写	実務 経験 証明書	氏名、 住所が 確認出 来る書 類 (※5)
1	1級・単一等級技能検定合格者 (※1)	0年	○	○					○
2	大学卒業 者 (免許職種に関する科目履修) (※2)	2年	○		○	○		○	○
3	短大又は高等専門学校卒業 者 (免許職種に関する科目履修) (※2)	4年	○		○	○		○	○
4	高等学校卒業 者 (免許職種に関する科目履修) (※2)	7年	○		○	○		○	○
5	応用課程の高度職業訓練修了 者 (技能照査合格者)	1年	○		○	○	○	○	○
6	専門課程の高度職業訓練修了 者 (技能照査合格者)	3年	○		○	○	○	○	○
7	専門課程の高度職業訓練修了 者 (規則別表第6)	4年	○		○	○		○	○
8	普通課程の普通職業訓練修了 者 (技能照査合格者)	6年	○		○		○	○	○
9	普通課程の普通職業訓練修了 者 (規則別表第2)	7年	○		○			○	○
10	短期課程の普通職業訓練(700H以上) 修了者(規則別表第4)(※4)	10年	○		○			○	○

- (※1) 「技能検定」とは職業能力開発促進法に基づく「技能検定」です。  
1級、単一等級技能検定合格者でも、対応する職業訓練指導員免許職種がない職種では、受講資格が生じません。
- (※2) 「免許職種に関する科目履修」とは、職業能力開発促進法規則別表第11に掲げる学科試験(関連学科)の科目及び実技試験の科目をそれぞれ8割以上履修していることが必要です。
- (※3) 受講番号2.大学卒業、3.短大又は高等専門学校卒業、4.高等学校卒業で受講する場合、卒業された教育機関に対し上記(※2)の確認を行うため、当協会より直接連絡をとり、履修確認を行うこととしておりますのでご承知願います。  
なお、該当する方は、早めの申請をお願いします。
- (※4) 短期課程の普通職業訓練のうち規則別表第4に掲げる科目に限ります。
- (※5) 「氏名・住所が確認出来る書類」とは、名前、現住所が確認出来る自動車運転免許両面コピー等です。
- (※6) 提出した書類に虚偽の申請があった場合は、講習の停止、免許取り消しになります。